

戸籍にフリガナが記載されます

令和7年5月26日に改正戸籍法が施行され、戸籍の記載事項に新たに氏名のフリガナが追加されます。5月26日以降、本籍地の市区町村から「戸籍に記載される振り仮名通知書」が順次郵送されます。本町からのフリガナ通知書（大治町に本籍がある方）は8月下旬発送予定です。

戸籍に記載する予定のフリガナの通知が届きます

戸籍に記載される振り仮名の通知書

**誤っている場合は
必ず届出をしてください**

届出をしなくても、令和8年5月26日以降に、この通知に記載された振り仮名がそのまま戸籍に記載されます。

本籍	〇〇県〇〇市〇〇12345番
----	----------------

【氏の振り仮名】

氏	法務
振り仮名	ホウム
氏の振り仮名の届出が可能な方	法務 太郎 様のみ

【名の振り仮名】

①	名	太郎
	振り仮名	タロウ
②	名	京子
	振り仮名	キョウコ
③	名	正
	振り仮名	タダシ
④	名	ゆり
	振り仮名	ユリ

①～④の方が個別に届出可能です。
(未成年者については、親権者からの届出も可能です。)

正しい場合は、届出をしなくても通知のとおり戸籍に記載されるから安心だよ！



通知書が送付されたら、必ず内容をご確認ください！

フリガナが正しい場合は届け出の必要はありません。届け出をしなくても、令和8年5月26日以降に通知書に記載されたフリガナがそのまま戸籍に記載されます。

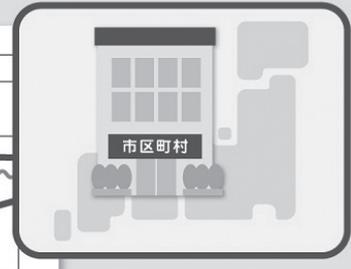
フリガナが誤っている場合は届け出が必要です。令和8年5月25日までに正しいフリガナを届け出てください。届け出の方法について、詳細は町ホームページをご確認ください。

○ フリガナが正しい場合

**施行日から1年以内に届出がなければ
市区町村長がフリガナを記載します**

（戸籍の写しイメージ）

	全部事項証明
本籍	〇〇市〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇番地
氏名	法務 太郎
氏の振り仮名	ホウム
戸籍に記載されている者	【名】太郎 【名の振り仮名】タロウ



市区町村

× フリガナが誤っている場合

**施行日から1年以内に限り
フリガナを市区町村長に届出できます**

書面
での届出も



マイナポータル
からの届出も



OK

問合せ先 住民課 内線173
 法務省コールセンター ☎0570 (05) 0310
 午前8時30分～午後5時15分
 期間 令和8年5月26日（火）まで
 ※土日祝、年末年始（12月30日～令和8年1月3日）を除く



法務省HP



町HP